平成 2 3 年 6 月 8 日 奈良市保健所生活衛生課 T E L 0742-93-8395

## 食中毒の発生について

平成23年6月2日(木)午前11時頃、京都府から「5月22日(日)に精華町、木津川市の少年野球の関係者ら約26名が奈良市内の焼肉店を利用したところ、5月25日(水)頃から下痢、腹痛、発熱等の体調不良を訴える者が現れ、6月1日(水)に医療機関より3名からカンピロバクター・ジェジュニを検出したとの通報があった。」との連絡が市保健所にありました。

市保健所及び京都府が調査したところ、5月22日(日)の夕食として当該施設を利用した精華町、木津川市の少年野球の関係者ら25名(大人9名、子供16名)のうち11名(大人1名、子供10名)が5月23日(月)午後7時を初発として、下痢、発熱等の食中毒様症状を呈していることが判明しました。

患者に共通する食事は、当該施設の食事以外になく、発症状況が類似していること、患者便から食中毒菌を検出したこと、診察した医師から食中毒の届出がされたことから、市保健所は当該施設を原因とする食中毒事件と断定し、6月8日(水)から6月9日(木)まで2日間の営業停止を命じました。

患者は全員快方に向かっています。

なお、患者調査及び施設調査については、現在も継続中です。

患者関係	発 症 日 時	5月23日(月)午後7時~5月26日(木)午後9時					
	症    状	下痢、発熱等					
	発症者数	1 1 名 (内訳)男性: 1 1名(11~38歳) 女性: 0名					
	受 診 者 数	10名(入院者 0名)					
原因食品	5月22日(日)夕食として喫食した食事						
病因物質	カンピロバクター・ジェジュニ						
原因施設	所 在 地 屋 号 営 業 者	(行政処分が終了していますので、施設情報を削除 しています。)					
	営業の種類						
措置	行政処分:6月8日(水)から6月9日(木)まで2日間の営業停止 指導事項:食品の衛生的な取扱い及び施設の清掃消毒。 客が生肉を扱う時はトング等専用のものを使用して、食べる箸 とは区別し、食肉は十分加熱するように呼びかけること。						

メニュー	若草コース ・焼肉(豚トロ、並タン、ロース、ハラミ、豚ロース、鶏もも肉、 テッチャン、ソーセージ) ・焼き野菜(キャベツ、玉ねぎ、なす、南瓜、シシトウ、トウモロコシ) ・キムチ盛り合わせ(白菜、大根、キュウリ) ・チシャ菜とチシャ味噌 ・上ミノ湯引き(オニオンスライス、大葉、きざみネギ、カイワレ添え) ・ナムル盛り合わせ(もやし、ゼンマイ、ほうれん草) ・ご飯、スープ、お新香 ・デザート(リンゴ、オレンジ、イチゴの盛り合わせ)
検査関係	・ドリンク (ソフトドリンク、ビール) 患 者 便 5件 うち4名からカンピロバクター・ジェジュニ検出 ふ き と り 10件 検査中 調理従事者便 7件 検査中

## [患者の発生状況]

年齢	総数	0 ~ 19	20 ~ 29	30 ~ 39	40 ~ 49	50 ~ 59	60 ~ 69	70 ~
男性	11	10	0	1	0	0	0	0
女性	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11	10	0	1	0	0	0	0

## [参考]

奈良市における食中毒発生状況(ただし、本件を含まない)

本年度 発生件数 1件 患者数 60名 死亡者数 0名 昨年度 発生件数 4件 患者数 44名 死亡者数 0名

## カンピロバクター

発生状況 わが国で発生している食中毒の中で、発生件数が最も多い食中毒である。 昨年度市内で発生した食中毒2件も本菌によるものである。

特 徴 家畜、家禽類の腸管内に生息し、調理により食肉(特に鶏肉)、臓器を汚染 する。

乾燥に極めて弱く、また、加熱調理で死滅する。

原因食品 食肉(特に鶏肉及び鶏内臓、牛レバー)、飲料水、生野菜など

潜伏期間 1~7日間

症 状 腹痛、下痢、発熱など

予 防 策 食肉は十分な加熱処理(中心部を75 以上で1分間以上の加熱)を行うこと。

二次汚染防止のために、食肉は他の食品と調理器具や容器を分けて処理や保存を行うこと。

肉類をさわった後は、しっかりと手を洗うこと。

生肉の調理には専用のトングや箸を使い、食べる箸と使い分けること。